

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、豊かな緑と清らかな水の溢れる素晴らしい自然環境に恵まれた城下町の面影を残す小都市で、古くから「甲斐絹」に代表される織物を中心にした産業が発展し、現在はリニアモーターカー実験線の拠点基地があることで知られるとともに、人口約3万2千人規模では全国唯一とも言える公立大学法人を擁し、学術と文化、芸術が融合した知的風土を醸し出す都市である。

本市の人口は、平成12年の35,513人をピークに減少傾向にあり、平成27年国勢調査では31,016人であり、今後も少子高齢化の進行や、自然減・社会減などにより減少傾向で推移すると見込まれる。

本市の産業は、かつて甲斐織を中心とする織物業であったが、安価な輸入品の増加や、コンピューター導入による無人化・大規模化による競争が激しくなり、昭和40年代以降、基幹産業が積極的な企業誘致対策などの影響もあり、金属・機械工業に変貌した。

農林業分野においては、就業人口の減少などにより衰退傾向となっており、平成28年経済センサスでは、事業所数1,849件、従業員数13,850人であり、小規模企業者が大半を占めている。

現在、市内の中小企業者は、後継者不足による事業承継問題や、少子高齢化などによる人手不足等の課題に直面しており、更には設備の老朽化などに伴う労働生産性の低下も課題となっている。

また、出荷額等では、金属・一般機械・電気機械などのエレクトロニクス産業の3種類で6割を占めているが、生産拠点の海外移転や、不安定な経済情勢の影響などにより経営状況は深刻さを増している現状である。

こうした中、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく本計画の策定により、中小企業者の先端設備等の導入を促し労働生産性の向上を図る。

(2) 目標

本計画の策定により、中小企業者の先端設備等の活発な設備投資を促すことで事業者自身の労働生産性を向上させ、更なる経済発展を目指す。

また、認定経営革新等支援機関との連携強化を図り、市ホームページや広報紙での制度周知を実施することにより、計画期間中に20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業など多岐にわたり、全ての業種で事業者の生産性向上を広く図る必要がある。

このため、多岐にわたる全ての産業において、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、全ての地域に広く点在しており、事業者の生産性向上を広く全ての地域において実現する観点から、対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業など多岐にわたり、全ての業種で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取り組みは、設備投資による業務効率化や省エネルギーの推進など多様であるため、全業種において、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

① 雇用の安定に配慮する観点から、人員削減を目的とした取り組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない。

② 健全な地域経済発展の観点から、公序良俗に反する取り組みや、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

③ 公平性の観点から、市税等に滞納がある場合には先端設備等導入計画の認定の対象としない。